

盛岡広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年7月2日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1 通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373200104	社会福祉法人安代会	りんどう苑デイサービスセンター	八幡平市丑山口27番地5	令和6年6月30日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200691	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう 盛岡支店	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番1号	令和6年6月30日

3 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372200691	株式会社かんきょう	株式会社かんきょう 盛岡支店	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目5番1号	令和6年6月30日